

排出事業者の法的責任及び社会的責任

—リース事業との関連から—

佐藤 泉 (弁護士)

1. はじめに

本稿は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）における排出事業者責任がどのように変遷してきたか、及びこれに伴い製造者、販売者、リース事業者、使用者がどのような排出物管理を行うようになっているかを明らかにするとともに、循環型社会形成における廃棄物処理法の課題及び排出業者責任のあり方を考察するものである。

特にリース事業者は、リース期間終了後の物件の引き取り、修理、再リースなどを行うとともに、場合によっては中古品の販売やリサイクルを、自ら又は第三者と連携して行うことが多い。このようにリース事業者は、ワンウェイによる使い捨て商品を取り扱うのではなく、必要な製品を必要な期間だけ利用者に使用させるという特色ある事業を営むものであり、本質的に循環型社会に適応した業種である。しかし、最新の商品を短期間利用するような形で、大量生産、大量消費に結びつくような運用となるリスクも有しており、またユーザーの廃棄物に対する排出事業者責任を希薄にする場合もある。したがって、リース事業者は、リース商品の適正処理を推進し、不法投棄を防止するという一般的な排出事業者責任を果たすだけでなく、製造者及び使用者とともに、循環型社会構築に向けてどのような取り組みをするか検討し、さらに

製造から廃棄まで商品のライフサイクルを通して環境負荷を低減し、最終処分を削減するようなビジネスを構築する自主的取り組みが必要であろう。

このような観点から、総論としての排出事業者責任と、特にリース事業者が配慮すべき排出事業者の法的責任及び社会的責任について述べることにする。

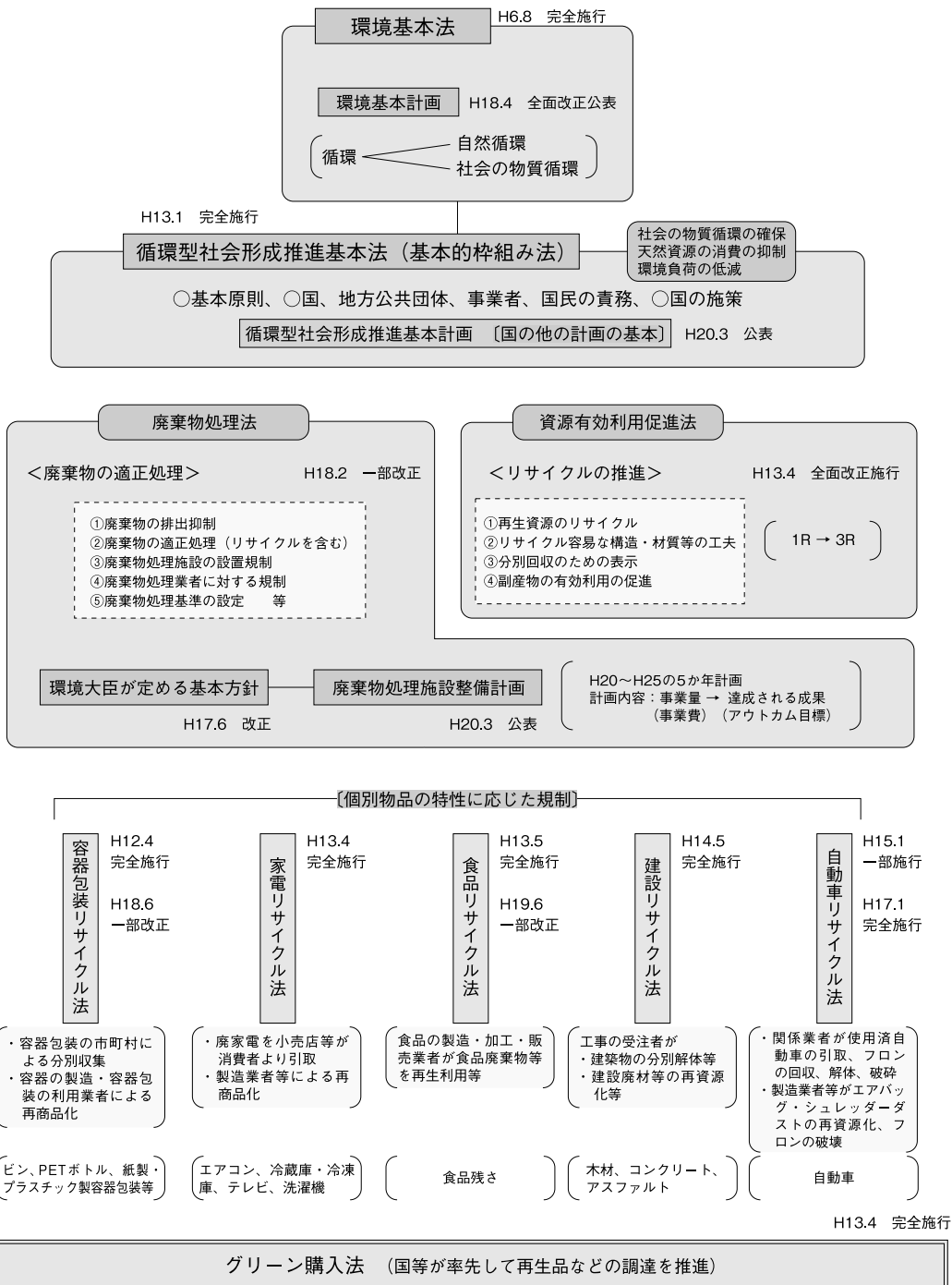
2. 廃棄物処理法の概略

廃棄物処理法は昭和45年に成立した法律である。当時、水俣病や四日市ぜんそくなどの公害病が多発し、公害対策のために環境関連規制を強化することが急務となっていた。特に産業廃棄物については、無秩序な焼却や埋立が行われており、これによる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などは深刻な状態であった。

そこで、し尿処理を中心とした清掃法を全面的に改正する形で制定されたのが廃棄物処理法である。廃棄物処理法では、一般廃棄物については市町村の責任において処理されることとなった。

排出事業者の責任において産業廃棄物を処理するといっても、排出事業者が自ら焼却炉や最終処分場を設置することは困難である。そこで、実際には、廃棄物処理業の許可を有する専門業者に委託して、産業廃棄物を適正に処分することになる。

循環型社会の形成の推進のための施策体系



資料：環境省

産業廃棄物処理業は大別して、収集運搬業、中間処理業、最終処分業に分けられる。ほとんどの産業廃棄物は、収集運搬業者によって中間処理業者が有する施設へ運搬され、そこで破砕、焼却、脱水等の中間処理工程を経て減量化される。この中間処理の過程において、有価物の取り出しや再資源化が行われることも多い。中間処理後の残渣は、最終処分場に埋め立てられる。このように、現実には産業廃棄物業者によって処理が行われるため、廃棄物処理法の多くの規制は、産業廃棄物処理業者の許可手続（業許可及び施設許可）およびその監督、行政処分を内容としている。

また、産業廃棄物の不法投棄が組織的に行われた場合には、非常に深刻な環境問題を発生させる。そこで、排出事業者、廃棄物処理業許可業者及びブローカー等による不法投棄の防止及び原状回復も、廃棄物処理法の重要な規制内容である。

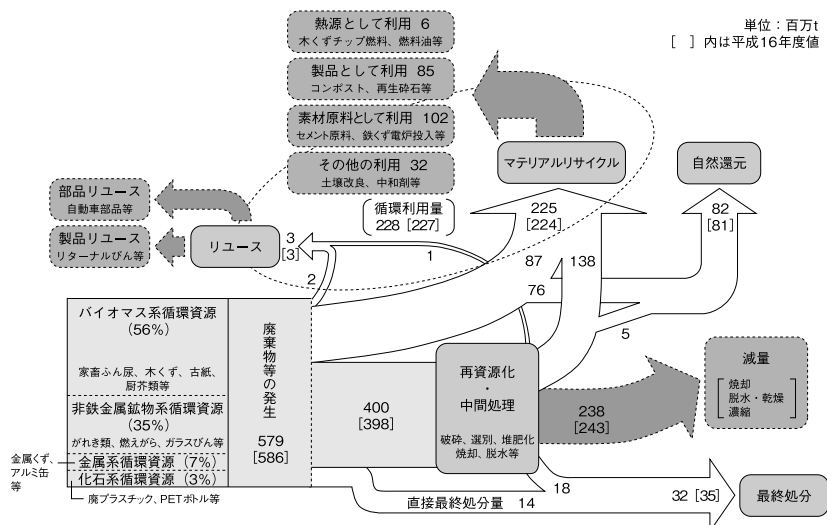
平成3年の廃棄物処理法改正により、廃棄物処理法には新たな目的として「排出抑

制」という文言が加えられた。これは、廃棄物による環境負荷が増大し、不法投棄が社会問題となったことに加え、最終処分場の残余処分量逼迫が顕著になったことから、廃棄物の適正処理だけではなく、排出を抑制することが必要であるという認識が強まったことによる。さらに、平成12年には循環型社会形成推進基本法が制定され、廃棄物処理についても、リデュース・リユース・リサイクルという3Rを促進する方向へ法制度が転換していく。容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法などの各種リサイクル法が整備され、より積極的に資源を有効活用し、現在ではマテリアルバランス全体の健全さを求める時代となってきている。

3. 廃棄物処理の実態

平成20年版環境／循環型社会白書によれば、わが国の循環資源フローは以下のとおりである。

我が国における環境循環フロー（平成17年度）

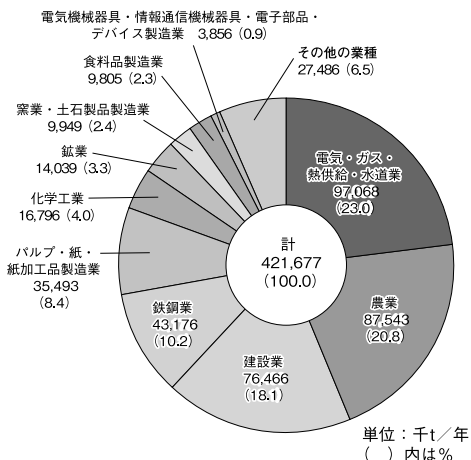


資料：環境省

また、産業廃棄物の排出量は平成 17 年度において 4 億 2,168 万トンであり、その処

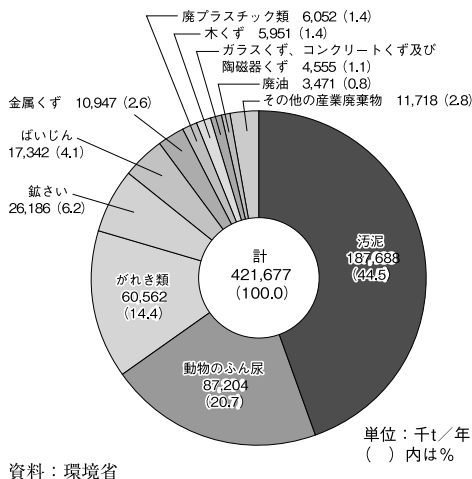
理の流れ、業種別排出量、種類別排出量は以下のとおりである。

産業廃棄物の業種別排出量（平成 17 年度）



資料：環境省

産業廃棄物の種類別排出量（平成 17 年度）



資料：環境省

上記のように、産業廃棄物の排出量について、業種別では電気・ガス・水道業が一番多いが、これは浄水汚泥・下水汚泥・排水汚泥など水処理に伴う汚泥を多く排出していることに起因する。水処理は、衛生及び環境保全のために必要な処理であるため、水処理の総量を減らすことが出来ないことから、汚泥の発生量自体の減量も困難である。また建設業は、新築・解体などに伴って、がれきや建設汚泥、木くずなどを大量に排出しているが、これは建設業の特殊性に起因する。特に解体業は、建物の所有者から不要となった建物の解体を依頼され、その結果として廃棄物を排出するものであり、廃棄物の種類及び量は請負の発注に基づくことから、自主的に排出抑制をすることは困難であるという特色を持っている。農業も、畜産業を行う限り、動物のふん尿

等が必然的に排出するものであり、排出抑制は困難である。このように、廃棄物のなかには、本質的に排出抑制が困難なものも相当量ある。

4. 販売・流通等のサービス産業から排出される廃棄物

環境省の統計では、販売・流通等のサービス産業から発生する廃棄物の排出量は、その他の業種に位置づけられている。サービス産業から排出される廃棄物は、使用済み製品であることが多く、製造業から排出される廃棄物と質的に異なる。

製造業から排出される廃棄物は、原料・材料の残り、製造工程から発生する副産物やダスト等が多く、定期的に、まとまった量が排出されることが多いだけでなく、製造者がその用途や危険性、利用可能性に

ついて知識を有することが少なくない。また、工場には、分析や開発に関する技術者がいることが多いことから、リサイクルへの自主的取り組みが比較的行われやすい環境にある。

一方サービス産業から排出される廃棄物は、一般家庭でも使用されるような物が多く、在庫の過剰や使用期間の経過に伴って、不定期に排出され、排出量の予測が困難である。また、一般廃棄物と質的に近く、複合素材であることが多いうえ、排出者が排出物のリサイクル可能性について専門的知識を有することは期待できない。また、小規模な商店やオフィスビルなどから排出される産業廃棄物は、市町村によって一般廃棄物と一緒に処理されていたケースが多く、排出事業者のリサイクルに対する意識は必ずしも高くなかった。ところが、廃棄物処理法の規制強化に伴い、サービス産業を営む企業も排出事業者責任に敏感となり、同時にリサイクルに対する関心も高くなってきている。さらに、市町村がサービス産業から排出される廃棄物の引き取りを拒否する動きもあり、サービス産業の産業廃棄物対策はますます必要となってきている。

販売・流通等のサービス産業から発生する廃棄物は、前述のように複合素材が多いことから、リサイクルを行うためには分別・選別等を慎重に行う必要があり、リサイクルには相当のコストが必要となる。また、排出事業者が自らリサイクルを行うことは、一般的には困難である。しかし、廃電気・電子部品には希少金属や再利用可能な部品が含まれていることも多く、修理によってリユース可能な物も少なくない。そ

こで、特にOA機器メーカーでは、パソコン、複写機、プリンター等を中心に、製品を回収し、部品を再利用したり、プラスチックを再生する動きが高まっている。複数の複写機メーカーは、市場から回収した複写機を修理し、又は部品を再利用して、再度市場に提供するというリサイクル活動を行っている。また、携帯電話、小型家電の回収・リサイクルも進んできている。地下資源の使用及び最終処分量をできるだけ減らすために、製造者は製品のLCA（ライフサイクルアセスメント）を強化しており、製品の回収を前提に、商品設計が行われる時代となっているともいえよう。また、製造業者だけではなく、中古市場や原材料市場も、使用済製品のもつ価値には注目している。2008年後半サブプライムローン問題から発生した金融危機によって、鉄・非鉄等の原料市場は暴落しているが、長期的に地下資源が有限であることに変わりはなく、製品に含まれる資源を活用する方向性は今後も続くであろう。このような観点から、販売・流通等のサービス産業から発生する廃棄物をいかに有効に資源化するかは、今後重要な課題であると思われる。

さらに、近時はユーザー企業の環境意識が向上しており、環境配慮型商品、環境配慮型サービスは、付加価値があるものとして、評価される傾向にある。すなわち、ユーザーは、購入やリース段階において部品等に使用済のものを含む再生機を選択することに抵抗を示さなくなっており、さらに使用終了後も、単なる廃棄ではなく下取り・買取り・リサイクルなどに貢献したいと考えるようになってきているのだ。その

ため、ユーザーの信頼を得るためにも、販売・流通等のサービス産業は、3Rを推進することに積極的になる必要が生じている。

5. 排出事業者責任

(1) 排出事業者責任の変遷

廃棄物処理法第 11 条第 1 項では、「事業者はその廃棄物を自ら処理しなければならない。」と規定しており、これは排出事業者の自ら処理の原則と呼ばれている。この自ら処理の原則に基づき、排出事業者は、自ら運搬又は処分を行う場合には、産業廃棄物処理基準に従わなければならない（同法第 12 条第 1 項）。さらに、自ら運搬又は処分を行わず、第三者に委託する場合には委託基準を守らなければならない（同法第 12 条第 3 項）。この二つの基準が、排出事業者責任の基本となっている。また、排出事業者は、廃棄物の処理が確実に行われたかどうかを確認することも必要とされており、この確認手段として廃棄物管理票（通称マニフェスト）の交付、照合、保管が義務づけられている（法第 12 条の 3）。さらに、排出事業者には、不法投棄や不適正処理によって生じた支障除去についても責任を問われる。特に不法投棄については、残置された廃棄物を撤去して処理することが必要

となるため、排出事業者に対してこれを求める措置命令（法第 19 条の 4～法第 19 条の 6）が出される場合がある。

排出事業者の委託基準違反は、数次の改正により、厳格化されてきた。昭和 51 年改正により、産業廃棄物は許可業者に委託すべきであるという委託基準が明らかになり、罰則が創設された。さらに平成 3 年改正により、排出事業者は、書面により委託契約を締結することが義務化された。平成 9 年改正では、排出事業者が、委託契約書に処理料金を明記することが義務づけられた。これは、排出事業者に適正な処理料金を支払うよう導くものといえよう。平成 12 年改正では委託契約書に最終処分の方法や場所等を記載することが義務化された。

マニフェストについては、平成 3 年改正により特別管理産業廃棄物についてマニフェスト交付が義務づけられ、その後平成 9 年改正により対象がすべての産業廃棄物に拡大され、さらに平成 12 年改正によって最終処分までの確認が義務づけられた。

さらに、罰則も順次強化され、現在は、排出事業者が無許可業者へ委託した場合には 5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科とされるなど、法違反には重い刑罰が予定されている。

廃棄物処理法上の排出事業者責任の概要

- * 自ら処理の原則
- * 多量排出事業者の計画策定義務
- * 委託に当たったの委託基準遵守
- * 委託した場合の最終処分までの注意義務
- * 管理票交付義務・返送確認義務・保管義務・交付等状況報告義務
- * 一定の場合措置命令の対象

(2) 排出事業者とは誰か

産業廃棄物は、排出事業者の責任で処理しなければならない、と一般的には理解されている。しかし、現実的に、誰が排出事業者に該当するか、という点は、実は不明瞭なことが多い。

まず、廃棄物処理法には、「排出事業者」の定義規定はなく、排出事業者という言葉すらない。排出事業者責任の基本となる、法第12条第1項は「事業者は」と記載されており、この事業者は排出事業者と読み替えて解釈されている。法第3条第1項は、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定しており、このことから、事業活動に伴って廃棄物を生じさせ、排出する者を、排出事業者としているのである。

工場から排出される廃棄物については、工場を設置している会社が通常は排出事業者該当すると考えられる。しかし、大規模な工場では、しばしば、複数の会社が共同して事業活動を行っていることがある。たとえば、工場の複数の工程・ラインを別々の会社が管理している。また分社化や合併等により従業員の所属が複数の会社に分かれたり、統合されたりして変化するが、工場の操業状態は変更がないこともある。このように、複数の会社が工場の管理を行っている場合に、工場の排出事業者が誰かは、実態に即して具体的に考える必要がある。

請負から発生する廃棄物についても、当該請負工事を複数の会社が分担する場合、どの会社が排出事業者になるかを判断する必要がある。請負業務は、JV(共同企業体)、

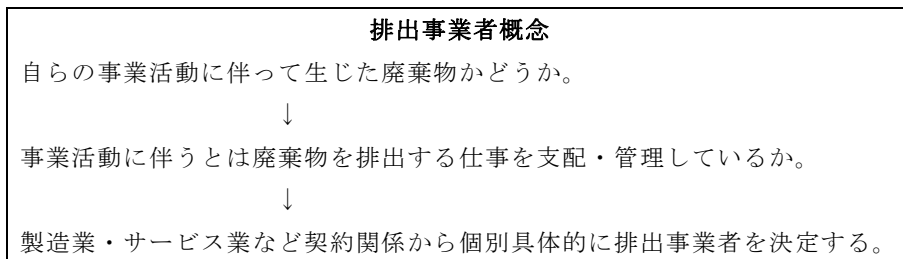
元請会社、下請会社、設備機械納入・据付業者など様々な会社に関与して、それぞれの役割をはたして完成させていく。このような複数の会社のうち、誰が排出事業者該当するかは、実態に即して考えるべきであり、一義的には決められない。平成5年10月28日東京高裁判決(判例時報1483号17頁)では、「当該産業廃棄物を排出する仕事を支配、管理しているか」が重要であるとして、一括して下請けをした解体業者が排出事業者となりうることを認め、元請業者だけが排出事業者該当するとした厚生省旧通知は違法であると判断した。この判例の考え方は、廃棄物の排出段階における現実の支配・管理という事実関係を重視するものである。さらに、複数の事業者が共同して、又は履行補助者として事業活動を行ううえで排出される廃棄物について、法は必ずしも排出事業者を一人に限定するものではなく、連帯した責任ととらえることもできるとしている点が注目される。排出事業者があいまいになることは、排出事業者責任の希薄化につながる危険があるが、一方で排出事業者を画一的に定めないことにより、実態に即した排出管理や環境マネジメントを行うことができるようになるというメリットもある。

販売・流通等のサービス産業から排出される廃棄物について、排出事業者を特定することはさらに困難な要素を含んでいる。なぜならば、商品は、流通段階で所有権が転々と譲渡され、占有も移転する。また、リース、譲渡担保、所有権留保付き売買、契約解除、返品、交換、修理などの契約関係により、所有者と占有者が乖離すること

がしばしば発生する。さらに、同一の商品であっても、品質劣化、陳腐化や需要の変化などによって、商品の価値も絶えず変動しているため、どの段階で廃棄処分とするか予測がつかないことが多い。たとえば、メーカーが倉庫に在庫を預け、複数の商社がこの在庫を複数の量販店やインターネット販売へ出荷する場合、売れ残り商品の排出事業者は誰になるべきであろうか。在庫全体について、所有者が複数存在するというだけではなく、所有者は個々の商品を把握しておらず、どれが自分の商品かも具体的に特定できないことも起きてくる。このように、所有者が具体的な対象物の特定や把握を行っていない場合、誰がどのように廃棄物の排出管理と適正処理費用の負担をおこなうべきであろうか。このような場合、最も大切なことは、廃棄物の適正処理の観点から、実態に即して排出事業者を誰にするか決めることである。廃棄物の適正処理を確実にするためには、適切な処理業者に委託すること、適正な処理料金を支払うこと、契約書やマニフェスト管理などの書類作成・確認・保管を継続的に行う体制を構築することが必要である。この観点か

ら、製造業、小売業、リース業、運送業、倉庫業など営む業者が、情報を共有し、それぞれの実態に即した適切な廃棄物排出管理体制を検討し、実践していくのが望ましい姿であり、かつ多くの企業がこのような管理に移行しているのが現状である。

排出事業者が誰か、という点について、企業が個別の自治体へ照会すると、「廃棄時点の所有者である。」という口頭での回答を得ることがあるようだ。これは、所有者が最終的な廃棄の指示を行うのであるから、所有者が廃棄物の適正処理に費用と責任を負担すべきであるという一般論に基づくものであろう。しかし、廃棄物処理法では、排出事業者を廃棄前の所有者に限定する規定は存在せず、むしろ建設廃棄物では、発注者の所有する廃棄物を、発注者の費用負担において、建設業者が排出事業者となることが広く認められている。したがって、一般論としては廃棄時点での所有者が排出事業者となるケースが多いとしても、個別具体的な排出現場においては、廃棄物の排出を実態的に支配・管理するものが排出事業者となることを法は予定していると考えの方が適切である。



(3) 廃棄物該当性

さらに、誰が排出事業者責任を負担する

かを確定するためには、対象となるものが廃棄物に該当するかどうかを判断する必要

がある。循環型社会においては、従来廃棄されていたものについて、リユース・リサイクルを推進することが求められている。その結果、従来廃棄物と観念されていたものが、商品・資源へと転換していくため、廃棄物と廃棄物以外の有用物との区別が困難となる。対象となるものが廃棄物に該当するかどうかは、個別具体的に判断するほかないが、実際には廃棄物行政と事業者の間で見解の相違が生まれることも少なくない。その判断基準は、総合判断説とよばれている。総合判断説は、その言葉のとおり、多様な判断要素を組み合わせるものであり、単純に判断できないという難点があるが、同時に変動する社会に柔軟に対応できるというメリットもある。総合判断説の内容については、以下の過去の判例及び環境省通知が参考となる。

①最高裁判所 おから事件の判断基準

平成 11 年 3 月 10 日最高裁決定（ジュリスト No.1158、89 頁参照）では、裁判所は以下のように判断している。

「廃棄物にあたる「不要物」とは、自ら利用し又は他人に有償で譲渡することが出来ないために事業者にとって不要になった物をいい、これに該当するかどうかは、その性状、排出の状況、通常の見取扱い状態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決するのが相当である。」

上記判例は、飼料・肥料製造工場におからを大量に受領した業者が廃棄物処理業の無許可営業に該当するか、という刑事事件における決定である。当該事件では、周辺住民から大量に堆積されたお

からに対し悪臭の苦情が寄せられていた上、被告人が経営する他の工場では中間処理業の許可を受けていたこと、処理料金を徴収していたことなどから、おからは産業廃棄物であり、被告人には無許可営業の罪が成立するとされた。

②東京高等裁判所 再生砂事件の判断基準

上記事件は再生砂製造業者が再生事業者登録を認められるかが争われた事件である。（千葉地裁平成 12 年 1 月 12 日判決、控訴審東京高裁平成 12 年 8 月 24 日判決確定、判例地方自治 No.23058 頁）。前記おから事件は肥料・飼料として再生される前の、工場搬入時点での原料たるおからが廃棄物に該当するかどうか争われていた。しかし、本件では、再生のための工程を経た再生品が廃棄物に該当するかどうか争われたものである。そこで、裁判所は、その廃棄物該当性について、おから事件の判断基準に加え、再生品としての利用可能性及び利用価値並びにその現実の利用状況等を総合的に勘案すると判断した。さらに、再生品が有償売却されているか否かという事実は、判断要素として簡便ではあるが、必ずしもこれによる必要はないとしている。すなわち、再生品が有償売却されていなくても、実質的に有効活用される品質を備え、かつ有効利用されている実態があれば、廃棄物には該当しないと判断したものである。

③平成 17 年 8 月 12 日行政処分指針通知の判断基準

同通知（環廃産発第 05812003 号）は、

①記載の最高裁おから事件の判断基準と同一の基準を基本としているが、それに加え、廃棄物を偽装した不適正処理と取引を防止する観点から、以下の記載をしている。

「廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であること。したがって、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であるから、廃棄物として規制する必要がある、当該物の再生は廃棄物の処理として扱うこと。

また、本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たないが、このような事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのあるものについては以下のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこと。なお、以下は各種判断要素の一般的な基準を示したものであり、物の種類、事案の形態等によってこれらの基準が必ずしもそのまま適用できない場合は、適用可能な基準のみを抽出して用いたり、当該物の種類、事案の形態等に即し

た他の判断要素をも勘案するなどして、適切に判断されたいこと。その他、平成 12 年 7 月 24 日付け衛環第 65 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」及び平成 17 年 7 月 25 日付け環廃産発第 050725002 号本職通知「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」も併せて参考にされたいこと。」とし、具体的な判断基準として、ア 物の性状、イ 排出の状況、ウ 通常の取扱い形態、エ 取引価値の有無、オ 占有者の意思をあげている。

④平成 17 年 3 月 25 日規制改革通知の判断基準

上記通知（環廃発第 050325002 号）の第四では、「廃棄物」か否かを判断する際の輸送費の取扱い等の明確化として、以下のように記載している。

「産業廃棄物の占有者（排出事業者等）がその産業廃棄物を、再生利用するために有償で譲り受ける者へ引き渡す場合の収集運搬においては、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等、当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合には、産業廃棄物の収集運搬に当たり、法が適用されること。一方再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないこと。」

廃棄物該当性の判断基準

総合判断説が通説・判例 → 一つの要素では決められない。

- * 客観的性状
- * 排出の情況
- * 通常 of 取扱い状態
- * 取引価値の有無
- * 事業者の意思

(4) リース事業における排出事業者責任のあり方

リース事業における排出事業者責任のあり方は、過去の判例及び通知をもとに、誰が排出事業者と判断するのか、どの時点から対象物を廃棄物に該当すると判断するのかという二つのポイントを意識して、適正処理の計画を立てることから始まる。

前述のように、廃棄物処理法には排出事業者を特定する定義規定はなく、判例によれば排出事業者は排出段階における支配・管理を重視して決定するものとされている。そこで、リース物件においても、排出段階において、廃棄物の支配・管理をしているものが排出事業者となるのが適切である。すなわち、リース会社とユーザー間の合意により、リース期間満了後のリース物件の取扱いを定め、その合意に基づき排出事業者が決まるということになる。なお、リース会社とユーザー間の合意は、リース契約書が基本となるが、リース期間満了後に、別途廃棄等に関する合意を行うことは可能である。

たとえば、リース契約書において、「ユーザーは、リース期間終了後、リース物件をユーザーの費用負担でリース会社の指定場所へ返還すること。」と記載されている場合、たとえ廃棄相当のものであっても、ユーザーは排出事業者には該当せず、リース会社が排出事業者には該当するという合意が存在するものと考えられる。この場合、ユーザーがリース物件を返還する行為は、リース契約上の義務に基づくものであるため、リース物件の返還について産業廃棄物収集運搬業者に委託する必要はない。リース会社が指定場所において引き取った後、廃棄を指示して排出する段階ではじめて、リース物件が廃棄物となり、廃棄物処理法が適用されるのである。ただし、リース契約書に上記の記載がある場合でも、リース期間終了時に別途合意すれば、ユーザーが排出事業者になることはもちろん可能となる。ユーザーが排出事業者になることが合意された場合には、ユーザーが排出事業者責任を負担し、産業廃棄物処理業者に対し適正に処理を委託しなければならない。

リース終了物件の排出事業者は誰か

*リース会社が排出する場合 → リース会社

*ユーザーが排出する場合 → ユーザー

(但しユーザーが廃棄することは一般的ではないため、ユーザー廃棄について特別の意思確認が必要)

しかし、循環型社会において、リース契約の終了した商品を単純に廃棄することは少なくなっている。2003 年度使用済パソコン流通ルート別物量推定（平成 17 年 3 月社団法人電子情報技術産業協会作成「IT 機器の回収・処理・リサイクルに関する調査報告書」28 頁より引用）によれば、リース・レンタル会社が回収した使用済パソコンの 18%は独立系再資源化業者へ、73%は製品・部品中古市場へと流れている。それだけではなく、使用済パソコンをめぐって、独立系再資源化業者、メーカー系再資源化業者、製品・部品中古市場、ネット・オークション、家電量販店、市中回収業者がそれぞれの市場を開拓し、まさに使用済パソコンを新たな商品・資源として取り合っているともいえるべき状況である。

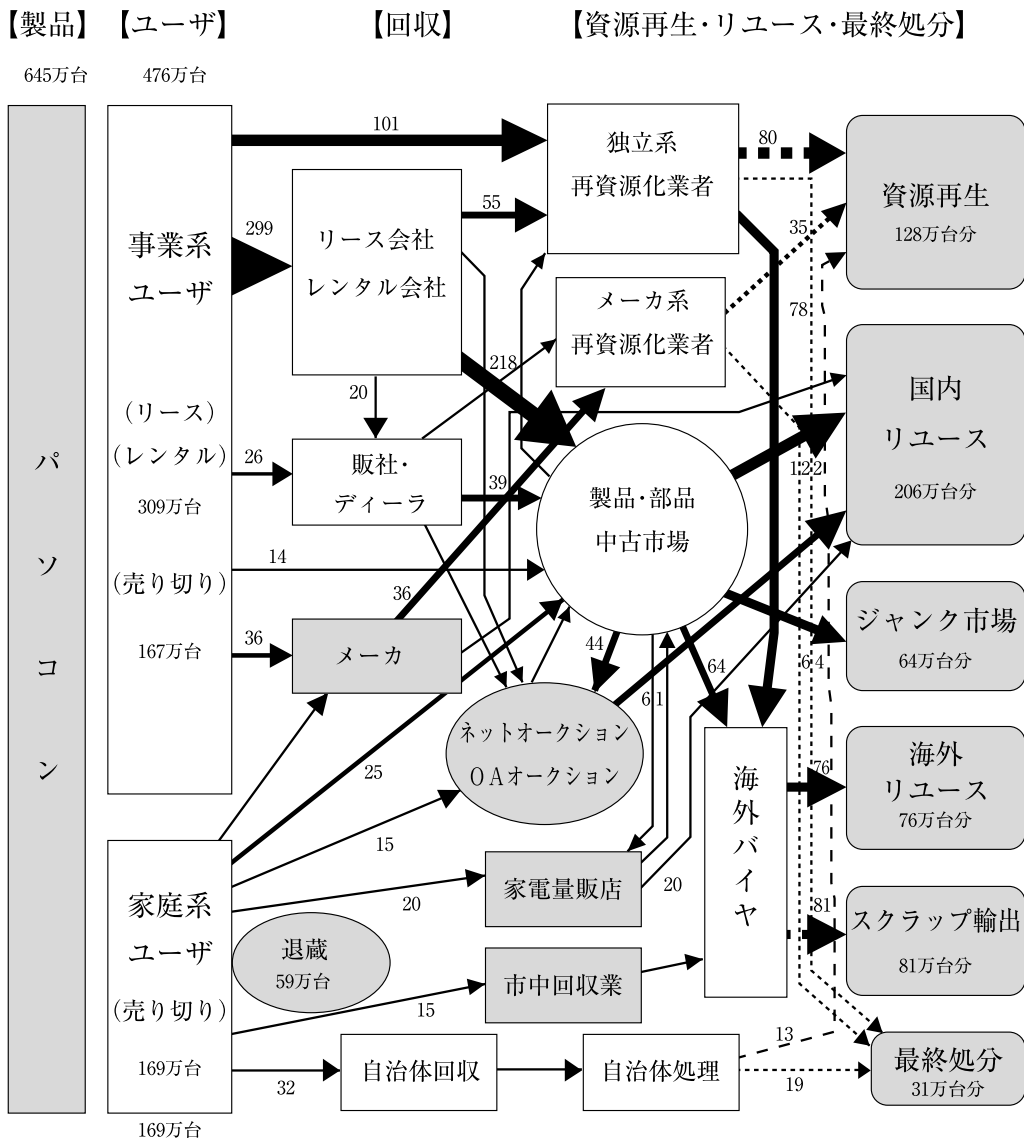
このように、従来は廃棄物であると観念されていたものについて、新たな市場が形成されるという事態は、近時さまざまな方面で起きている。このような事態に対し、すでに市場が存在する部分について廃棄物処理法を無理に適用する必要はないという考え方と、使用済商品であるため市場は脆弱であり、一步間違えば不法投棄や不適正処理の温床となりがちであるから廃棄物処理法をできるだけ適用しようとする考え方がある。こ

のどちらが正しいかは、本来政策論であり、法律の規定のなかで境界線が明らかになっていることが望ましい。しかし、現在の廃棄物処理法では、廃棄物の定義及び排出事業者の定義における、解釈の幅が広いため、前記のような判例及び通知に基づいて具体的に当事者が決めていかざるをえない。そのため、企業担当者が行政へ相談に行くと、担当者ごとに見解が異なり、混乱が生じている。

たとえば、リース事業者が製品・部品の中古市場に使用済パソコンを販売する場合、廃棄物となる疑いがあるので運搬だけは廃棄物収集運搬業者に頼んでマニフェストを交付した方がよいのだろうか。行政の担当者によっては、一円でも売れていればよいという指導をする人もいと聞いている。一方、売買代金と運賃を比較して手元でマイナス価格（売主の持ち出し）ならば、廃棄物として扱わなければならないと指導されるケースもある。NPO 等に寄附する場合には問題ないといわれるケースもあるようだ。所有者は必要と思っていないが、まだ使えるというものを廃棄物処理法で規制すべきなのか、現在の法律では明確な指針がない。

また、使用済商品は、点検や修理を試みなければ、売却できるか分からない

使用済パソコン流通ルート別物量推定 (2003年度)



場合も多い。そこで、売却可能物か廃棄対象物かを判断するうえで、一旦倉庫等

に集めて、点検や仕分けを行うことが必要となる。この場合の保管に産業廃棄物

の保管基準等が適用されるか。また、この分別作業を委託する場合、廃棄物処理業者に委託しなければならないか。行政の担当者によっては、無許可の積み替え保管の温床になるのではないかという懸念から、廃棄物の疑いがあるものはすべて廃棄物処理法で規制すべきであると指導するケースもある。しかし、廃棄物処理法は本来、廃棄物の疑いのあるものを規制する法律ではない。むしろ、有効利用が可能な場合にはできるだけ 3R を促進することを法は予定しており、廃棄物処理法も循環型社会に対応し、3R を促進するような運用が求められているのである。商品の点検、選別、修理などは、本来廃棄物の処理ではなく、廃棄物業者が行うことが予定されているものでもない。したがって、このような行為について、廃棄物処理法の規制を受けないのが原則であり、例外的に大量かつ長期に野ざらしされているような場合にのみ、不適正であるとされるべきであろう。

リース事業者としては、循環型社会形成に貢献し、使用済商品のリユース、リサイクルを促進する責任がある。一方、リース事業者は使用済商品の適正処理についても責任を負担しており、無理なリユース・リサイクルは不適正な処理、保管、不法投棄につながる危険もある。そこで、リース事業者が行うべき対応は、この両方の責任を正面から認めた上で、

使用済商品の市場を健全に育成していくという目的を持ち、その目的を達成するために、どのような契約を締結するかという観点から、ビジネスを再構築していけばよいと考える。

健全な使用済商品市場を育成するという目的は、自社だけの努力では達成できない。そこには、メーカー及びユーザーの協力も必要であり、中古品取扱業者や再資源化業者の協力も不可欠である。ただし、販売ルートの上流と下流をあまりに強く結びつけることは、市場への新規参入を阻害する行為につながる危険があり、結果として健全な市場を害する可能性がある。

そこで、新たな視点として必要なものは、消費者保護及び環境保護である。すなわち、中古品市場の先には、中古品を購入する消費者があり、再資源化工場には周辺住民が存在している。その存在を意識すれば、さらにビジネスの構築は広がりを持ち、その企業行動は正当性・合法性が向上するはずである。このように、健全な中古品市場を育成するという目的を明確化し、さらに消費者保護や地域住民配慮という手順を盛り込み、契約先の選定、契約書の作成、契約履行の社内教育の徹底、取引先との情報交換の継続することにより、マテリアルバランスを配慮した取引の見直しという PDCA の具体化が可能となるだろう。

製品設計における環境配慮 → リース会社への情報提供 → ユーザーへの情報提供 → リース終了時の3R取組 → 使用済部品・製品の中古市場育成 → 製品の信頼性向上・消費者保護 → 製品設計のさらなる改善

6. 調達契約のあり方

リース期間が終了した場合には、リース事業者がリース物件を引き取って、その後の管理責任や排出事業者責任を負担するケースが多い。したがって、リース事業者は、将来の使用済商品の取扱い方法を十分に考慮した上で、その配慮をリース物件の調達契約に反映することが適切だ。

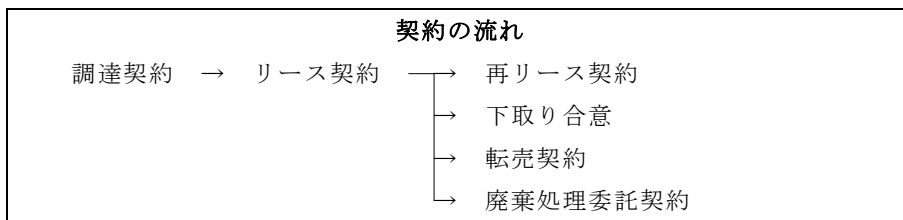
リース期間終了後のリース物件は、リース事業者が再リース又は転売するということを前提に、調達契約を締結する場合、リース事業者は再リース及び転売を効率的に行うことによって、商品の長寿命化や3Rに貢献することができる。但し、リース物件の売却・廃棄などの扱いとその結果について責任が発生するため、これに備えたりサーチが必要であろう。商品の廃棄段階での環境負荷（有害物質の含有、処理困難な形状等）、中古品の規格が安定しており中古品市場のリスクが少ないか等を勘案し、排出事業者としてリスクが少ない商品を選ぶことが妥当であろう。この場合、商品に関する情報、特に廃棄にあたっての注意事項や、修理の方法、商品の長期使用による危険性等は、メーカーに対し十分に開示するよう求め、開示された情報は記録として保管しておくことが適切である。これによって、将来の適正処理責任の全うや中古品市場への悪影響を回避することが可能となるからだ。

また、リース期間終了後のリース物件は、メーカーに下取りしてもらおうという条件で調達契約を交渉し、その条項を盛り込んだ調達契約を締結するという方法もある。また、調達契約の時点では下取りの合意がない場合でも、廃棄の段階において下取りの合意をすることも考えられる。この方法によれば、リース終了後の商品は安定的にメーカーに引き取ってもらえる。日本の大手メーカーであれば、下取りした商品を不法投棄する可能性はほとんどなく、可能な限り再商品化・再資源化するものと予測できるので、循環型社会への責任も適正処理の責任も同時に果たすことができる。また、中古品市場の健全化は、メーカー主導で行われることが期待できるため、リース事業者としてのリスクは少ない。

下取りに関する廃棄物処理法の適用について、環境行政の通知（平成12年9月29日衛産第79号）によれば、「新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済のものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要である。」（以下「下取り通知」という）とされている。この通知の趣旨は、商慣習としての下取り行為は、売買の慣行として一般的には適切に運用されていること、下取りされるものは今まで使用されていた商品であり悪臭などが発生することは少ないこと、下取りされた後適

切にリユース・リサイクル・廃棄処理されることが期待されることなどから、廃棄物処理法の規制を行う必要がないと判断されているものと思われる。このような下取り通知の存在及びその趣旨から考えれば、リース期間終了後のリース物件について、メーカーに下取りをしてもらうことは適法なものとする。なお、下取り通知の射程距

離については、通知の文言通り「新商品の販売時に限る」という限定解釈をする余地も否定できないが、メーカーとリース事業者のように通常継続的に売買契約が行われており、商慣習として循環的利用や適正処理が期待でき商行為であることから、下取り通知の許容範囲内であるとする。



7. リース契約のあり方

通常のリース契約では、リース期間満了時に、ユーザーが再リースを申し込まない限り、ユーザーはリース事業者に対しリース物件を返還する約定になっている。商品の長寿命化及び廃棄物の排出抑制の観点から考えれば、できるだけ再リースを推進することが望ましい。そこで、リース契約等において、リース期間の自動更新条項、すなわちユーザーからリース終了に関する通知がない場合には、自動的にリース期間を1年間ずつ更新するという合意を盛り込むことが考えられる。このような合意は、基本的に有効であるが、高額なリースの場合や、通常の売買代金よりもリース代金合計が高額になる場合には、ユーザーからクレームを受ける危険がある。特に一般消費者や零細な事業者の場合には、消費者保護の観点から問題が生じる。したがって、再リースを推進するとともに、ユーザーの意思

を確認する手続の合理化が必要であろう。

リース期間満了後、ユーザーがリース物件の購入を希望した場合には、売買が行われることもあるが、税務上の注意が必要である。すなわち、ユーザーへ名目的な対価により売却したり、無償譲渡することは、税務上リース取引ではないと判断され、引き渡しの当初から売買課税される（法人税法施行令第136条の3第1項）。したがって、ユーザーが継続的に使用を希望する場合には、売買ではなく、再リースを行うことが一般的といえよう。

リース期間満了後、ユーザーが再リースを申し込まない場合、リース事業者はリース物件の返還を受ける。但し、ユーザーが自ら廃棄をすることを希望し、リース事業者もこれを認める場合には、リース事業者はユーザーに廃棄を指示し、ユーザーが排出事業者となることは適法かつ可能である。しかし、ユーザーに廃棄を任せることが、

不適正処理や不法投棄の原因となることは避けなければならない。したがって、リース事業者は、リース物件がどのように廃棄されたか、情報を収集し、確認しておくことが望ましい。

8. 中古品売買契約のあり方

リース事業者が、大量の商品を中古品市場に供給している実態から考え、リース事業者には健全な中古品市場育成の社会的な責任がある。これは、万が一リースアップ物件が大量に不適正処理や不法投棄された場合に備え、廃棄物処理法上のトラブルを回避するためのリスクマネジメントでもある。

健全な中古市場の育成のためには、中古品の品質の安定、取引業者の信頼性、取引の安全、クレーム等の対応などが適切に行われる環境を作ることが役立つ。特に品質の安定にあたっては、その基準を検討する必要がある。商品は、価格によって品質が異なることは当然であり、新品同様の品質が求められるわけではない。しかし、すぐに壊れたり、事故の原因となるような中古品が多数流通するようでは、健全な市場とはいえないだろう。したがって、できれば他のリース事業者やメーカー等と協議し、中古品についても品質規格やテスト方法を定めるなど、他の事業者と共同した取り組みが期待される。

瑕疵担保責任については、特約で責任を免除している場合でも、故意・重過失の場合には特約の効力が認められないことに注意すべきである。瑕疵担保責任は、本質的に無過失責任であり、通常期待される品質を備えていないことから、売主が買主に損

害を填補する責任である。近時では、消費者保護の観点から、瑕疵担保免除の条項は限定的に解釈される傾向にある。これは、売主の説明責任が重くなっていることとも関連している。すなわち、売主は、売買契約前に、商品の安全性について調査する一般的義務があり、その結果について説明する責任がある。そしてこれを怠ることは、売主の債務不履行ないし不法行為責任に該当する。そして、売主が瑕疵担保責任の免除の特約をすることによって、売主としての注意義務や説明義務を逃れるようなことは認められないという考え方である。

価格査定については、査定方法が社内で統一されていることが望ましい。価格は、需要と供給によって決定されるものであるから、常に変動している。しかし、このように価格が不安定であるからこそ、社内における稟議等の決定・報告手順が明確化していることが必要であろう。

販売先の事業安定性の判断にあたっては、中古商品の保管・転売について、販売先が信頼ある行動をとると期待できるかを検討することが必要である。たとえば、販売先が、倉庫に中古商品を保管したまま倒産してしまったり、粗悪品と混ぜて海外へ転売するなどの不適切な販売を行わないかについて、調査を行うことが考えられる。特に、中古商品の市場が暴落している場面では、放置や売り逃げが頻繁に起きる危険がある。

以上のような点を検討し、中古品の売買契約を締結するとともに、売買契約に基づく引き渡しについても、安全性を配慮し、適切な梱包等の対応を行うべきである。

9. 処理委託契約のあり方

リース事業者が回収したリース物件のうち、リユース等の目的で売却できない場合には、産業廃棄物処理業者に処理委託をすることが必要である。処理委託契約を締結する際にも、中間処理等を通じて 3R を推進し、最終処分量を削減する配慮が必要である。処理委託にあたっては、対象となるものにあわせて、適切な処理能力のある業者を選定する。また、排出事業者としてマニフェストを交付し、処理状況を確認することも必要だ。

木製のもの、廃棄物の種類としては「木くず」とされる。リース業から発生する木くずは産業廃棄物に該当するため、木くずの許可を有する産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者に処理委託をする必要がある。木くずは、ほとんどの場合、中間処理によって破砕され、チップ化されて、原料又は燃料としてリサイクルされる。リース業者は、中間処理施設等を視察し、処理能力や処理の実態を確認してから、処理委託契約を締結することが望ましい。

OA 機器は、金属くずと廃プラスチックが混合している場合が多い。このように、一つの物件に複数の素材が使われている場合、どの種類の廃棄物として分類するか、廃棄物処理法では必ずしも明らかではない。しかし、多くの産業廃棄物処理業者は、廃プラスチックと金属くずの両方の許可を有しているので、どちらに分類しても適切に処理できる場合が多い。金属の割合が非常に高く、鉄スクラップやアルミ等の金属類として取引できる場合には、もっぱら再生利用の目的となる廃棄物（通称「専ら物」）

として委託することも可能であろう。専ら物については、産業廃棄物処理業の許可は不要とされており、マニフェストの交付も必要がない。

また、OA 機器等については、広域認定を取得しているメーカーに処理委託することも可能である。広域認定制度とは、環境大臣が廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資する広域的な処理を行なう者を認定し、この者について廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度である。（廃棄物処理法第 9 条の 9 及び第 15 条の 4 の 3）。同制度は、拡大生産者責任にのっとり、製造事業者等自身が自社の製品の再生又は処理の行程に関与することで、効率的な再生利用等を推進するとともに、再生又は処理しやすい製品設計を促すことを目的としている。一般廃棄物の広域認定は 72 件（平成 20 年 11 月 6 日時点）、産業廃棄物の広域認定は 148 件（平成 21 年 2 月 2 日時点）である。認定がなされた対象物をみると、一般廃棄物については、パソコン、二輪自動車、消火器がそのほとんどを占め、産業廃棄物については、繊維製品、住宅設備機器、情報処理機器、陶器製品、石膏製品、グラスウール製品、ロックウール製品、建築部材、発砲スチロール、二輪自動車等からなる（環境省ホームページより）。広域認定制度は、製造者が中心となる制度であるため、他の製造者の同種商品を回収することは現在認められていない。しかし、現実には回収段階で自社製品だけに限定することは困難であり、非常に使いにくい制度であると批判されている。社団法人日本経済団体連合会は、規制改革要望

として、情報機器に係る広域認定制度の取扱い見直しを申し入れており、環境省中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会が平成20年12月19日に取りまとめた廃棄物処理政策における論点整理においても、広域認定制度の利用拡大が検討されている。3Rの推進は、企業の自主的取り組みだけではなく、制度的な充実も必要であり、広域認定制度において他社製品取扱を認めることは是非とも必要であろう。さらに、広域認定制度の申請者が製造者に限定されていることにも問題がある。リース事業者や量販店等も広域認定制度の申請ができるようになれば、使用済製品の回収とリサイクルは飛躍的に拡大するものと思われる。

10. まとめ

以上のように、リース事業から発生する廃棄物の管理については、循環型社会という視点から、さまざまな可能性があり、またリスクも存在する。

リース事業者は、社会的責任の観点から、健全な資源循環及び温暖化防止等の取り組みを行い、3Rを推進することが必要である。同時に、廃棄物処理法を遵守し、不適正処理・不法投棄を防止することも必要である。そのためには、リース物件の調達の段階から廃棄に至るまで、すなわちリース事業の全般において、取引先の選定、品質の確認、契約書の整備等について配慮し、環境負荷を低減するビジネススキームを検討することが必要であろう。

近時、グリーン・サービサイジングというビジネスモデルが注目されている。これは、従来は製品として販売していたものを

サービス化して提供することによって、環境に配慮する効果があるというものである。たとえば、蛍光灯を販売する代わりに、蛍光灯のもつ光をサービスとして提供するという形で契約をする例がある。これによって、光サービスの提供者は、対象となる商品の提供及び回収、再資源化を安定的に行うというメリットが発生する。また光サービスの利用者は、廃棄物処理から解放されるだけではなく、省エネ効果の高い光を安定的に享受できるというメリットもある。

リース事業者は、従来から製造者と利用者をつなぐ産業であったが、現在ではリース・リサイクル・適正処理まで、商品のライフサイクル全体の要となっている。このような立場を活かし、多様なビジネスを構築するとともに、循環型社会にさらなる貢献をすることが期待されているといえよう。

以上